

低入札価格調査制度について

1 導入の経緯について

低入札価格調査制度については、平成17年度まで実施していましたが、平成18年4月1日に廃止しました。しかし、総合評価方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定できないため、平成30年度から低入札価格調査制度を導入しています。制度の主な内容は以下のとおりです。

2 制度の主な内容について

(1) 調査基準価格について

低入札価格調査については、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い者の入札価格が次に掲げる額の合計額（以下「調査基準価格」という。）未満であった場合に実施しますが、その調査基準価格の設定基準について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基にしています。ただし、当該調査基準価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は、当該予定価格に10分の7を乗じて得た額となります。

- ・ 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ・ 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・ 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・ 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 数値的判断基準について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した全ての入札者が入札時に提出した工事費内訳書により調査し、次のいずれかの基準に満たない価格であるときは、失格としますが、その基準について、以下のとおりとなります。

- ・ 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- ・ 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- ・ 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ・ 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(3) 低入札価格調査について

当調査基準価格未満の価格で入札した者のうち、数値的判断基準による判定により失格とした者以外で総合評価点が最も高い者（「低入札価格調査対象者」という。）の入札価格について当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて判断するため、低入札価格調査対象者に対し、入札後3日以内に資料の

提出を求め、事情を聴取し、関係機関へ照会する等による調査を行います。

調査後、石巻市低入札価格調査委員会で審議し、低入札価格調査対象者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行を行うことができると認められたときは、低入札価格調査対象者を落札候補者と決定し、履行を行うことができないおそれがあると認められたときは、低入札価格調査対象者を落札候補者としません。

3 低入札価格調査制度の対象範囲

石巻市建設工事総合評価一般競争入札実施要領（平成20年石巻市告示第256号）第2条に規定する総合評価落札方式の対象となる工事に適用します。

担当：管財課契約グループ

内線4083、4084、4085